

## 山田町週休2日工事实施要領

令和6年6月27日財第103号

改正

令和6年10月2日

(趣旨)

第1 この要領は、町が発注する工事において週休2日を確保する工事(以下「週休2日工事」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日(土日祝) 作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日に関する法律」という。)に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (2) 完全週休2日(土日) 対象期間中の各週において土曜日及び日曜日を原則とし、かつ対象期間内で現場閉所率が28.5パーセント(8日/28日)以上であることをいう。この場合において、受注者は、自ら土曜日及び日曜日以外にも現場閉所することができるものとする。また、事前の指示・協議により、災害対応、地元調整等から土曜日又は日曜日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合等、やむを得ないと認められる場合は、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。
- (3) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で現場閉所率が28.5パーセント(8日/28日)以上であることを認められる状態をいう。
- (4) 通期の週休2日 対象期間において、現場閉所率が28.5パーセント(8日/28日)以上であることを認められる状態をいう。
- (5) 月単位の4週8休 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率が28.5パーセント(8日/28日)以上の水準の状態であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日及び日

曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に現場閉所率が28.5パーセント（8日／28日）以上を達成しているものとみなす。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

- (6) 通期の4週8休 対象期間内の現場閉所率が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準の状態であることをいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。
- (7) 4週8休（港湾工事） 起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、祝日に関する法律に規定する休日、夏季休暇及び年末年始休暇）の閉所日があることをいう。この場合において、工事着手日（準備工は含まない。）以降最初の土曜日又は月曜日から1期目を起算することとし、工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。
- (8) 現場閉所日 あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業（巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）も実施しない日のことをいう。
- (9) 作業期間 実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇及びお正月休暇）、工場製作のみを実施している期間並びに工事全体を一時中止している期間を除いた期間のことをいう。
- (10) 実工期 工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (11) 発注者指定型 町が、発注者として受注者に週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- (12) 週休2日交替制 技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取組をいう。
- (13) 週休2日交替制における週休2日（月単位及び通期） 休日率（対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請及び下請全ての技術者及び技能労働者（非常勤又は臨時で従事する者は除く。）

の休日日数の割合の平均をいう。以下同じ。)が28.5パーセント(8日/28日)以上であることをいう。

(14) 工事成績評定対象工事 山田町営建設工事成績評定要領(令和6年6月26日付け財第100号)第3に規定する工事をいう。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象工事は、原則として設計金額が130万円以上の工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、除くものとする。

(1) 応急災害復旧工事等の緊急を要する工事

(2) 現場施工期間が10日未満の工事

(3) その他、工程上の制約などにより町長が週休2日工事に適さないと認めた工事

2 対象工事の発注方式は、発注者指定型とする。ただし、社会的要請、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制を選定できるものとする。

(発注者指定型の実施手続)

第4 町長は、発注者指定型の対象工事に係る入札の公告又は指名競争入札の通知をするときは、特記仕様書に「週休2日工事(発注者指定型)」の対象工事であることを明示するものとする。

2 発注者指定型における週休2日の取扱いは、次の各号に定めによるものとする。

(1) 受注者は、施工計画書(当初)に具体的な実施日を記載し提出するものとする。

(2) 週休2日の取組の対象期間は、作業期間内とする。ただし、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間及び受注者の責によらない事情で現場作業を余儀なくされる期間等は除くものとする。この場合において、受注者の責によらない事情で現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所により週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示するものとし、この対象外とする期間は、災害対応等のやむを得ない期間に限定するものとする。

(3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、受注者は、対象外の期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

- (4) 受注者は、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場及び現場事務所を閉所するものとする。
  - (5) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事、港湾工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
  - (6) 受注者は、対象期間中においては、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
  - (7) 受注者は、現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができるものとし、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。この場合において、当該振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とならないものとする。
  - (8) 受注者は、災害時等の緊急対応及び品質管理、安全管理のために連続して行う必要のある作業等やむを得ず休工日に作業する場合は、当該休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えることができるものとする。この場合において、当該振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とならないものとする。
  - (9) 工事施工中に生じた災害、予期しない現場条件の変化等受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となったときは、監督職員との協議により週休2日交替制に変更することができる。
  - (10) 受注者は、夜間作業等により出勤から作業終了まで曜日をまたぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日として取り扱うことができる。
- 3 受注者は、休工日において次の各号のいずれかに該当するときは、当該日を現場閉所日として取り扱うことができる。
    - (1) 町長が緊急の作業を要請したとき。
    - (2) 現場見学会等の対応を行ったとき。
    - (3) 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現場作業を行わないとき。
  - 4 受注者は、別紙を参考に週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
  - 5 発注者指定型において4週8休（港湾工事）により実施する場合の

休日の確認方法は、現場閉所単位で行うものとする。

- 6 受注者は、発注者指定型の対象工事において、週休2日交替制により週休2日工事を実施しようとする場合は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、週休2日交替制への変更について監督職員と協議するものとする。

（発注者指定型における発注者の責務）

第5 町長は、週休2日工事の実施に当たり、受注者の取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会及び協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

- 2 町長は、債務負担行為又は歳出予算の繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

- 3 町長は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（発注者指定型における週休2日の実施報告）

第6 受注者は、発注者指定型における週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日を含む。以下同じ。）までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項の実績工程表の提出に当たっては、休日が確保されていることが確認できる資料として、作業日報、週報、出勤簿等のいずれかを監督職員に提示するものとする。

- 3 受注者の責めに帰すべき理由により、工事完成届を提出する日の20日前までに第1項の実績工程表の提出がなされない場合は、第7及び第8の規定は適用しない。

（発注者指定型の工事成績評定における評価、達成証明）

第7 町長は、発注者指定型で実施した工事成績評定対象工事において週休2日の達成を確認した場合は、達成状況に応じて次の各号に定めるとおり当該工事の成績評定において評価するものとする。なお、評価方法は、別に定める。

(1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点評価する。

(2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価する。

(3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価する。

(4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合 法令順守等の項目において2点の減点評価を行う。

(5) 営繕工事の場合 前各号によらず、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。

2 町長は、発注者指定型において現場閉所率が28.5パーセント(8日/28日)以上の達成が確認できた場合は、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書(別記様式)を当該工事の主任技術者又は監理技術者に発行するものとする。この場合において、共同企業体で施工した工事にあつては、各構成員の主任技術者又は監理技術者に発行するものとする。

(発注者指定型の工事費の積算)

第8 発注者指定型の対象工事にあつては、当初の設計価格の算定において、それぞれの経費に別表第1で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数に変更して変更契約を行うものとし、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

2 市場単価方式における前項の設計価格の算定については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

(週休2日交替制の実施手続)

第9 町長は、週休2日交替制の対象工事に係る入札の公告又は指名競争入札の通知をするときは、特記仕様書に「週休2日交替制工事(発注者指定型)」の対象工事であることを明示するものとする。

2 週休2日交替制における週休2日の取扱いは、次の各号の定めによるものとする。

(1) 受注者は、施工計画書(当初)に、週休2日交替制による週休2日確保を実施する旨を記載し提出するものとする。

(2) 週休2日交替制の取組の対象期間は、作業期間全体とする。この場合において、やむを得ず週休2日交替制の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

(3) 受注者は、対象期間中は実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(4) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事、港湾工事等の工場製作期間及び現場据付期間を有する工事においては、第4第2項第5号の規定による。

(5) 受注者は、現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作

業予定日を休工とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。

(6) 受注者は、災害時等の緊急対応及び品質管理、安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休日に作業する場合は、当該休日を翌日以降の作業予定日に振り替えることができる。

(7) 受注者は、休日に町長が緊急の作業を要請したとき又は現場見学会等の対応を行ったときは、当該日を休日として取り扱うことができる。

3 工事掲示板等への掲示については、第4第3項の規定による。

4 週休2日交替制において4週8休（港湾工事）を実施する場合の休日の確認方法は、個人単位で行うものとする。

5 受注者は、週休2日交替制において現場閉所による週休2日工事を実施しようとする場合は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

（週休2日交替制における発注者の責務）

第10 週休2日交替制における町長の責務については、第5の規定による。

（週休2日交替制における週休2日の実施報告）

第11 受注者は、週休2日交替制による週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前までに休日率が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の実績工程表の提出に当たっては、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる資料として、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等を監督職員に提示するものとする。

3 受注者の責めに帰すべき理由により、工事完成届を提出する日の20日前までに第1項の実績工程表の提出がなされない場合は、第12及び第13の規定は適用しない。

（週休2日交替制の工事成績評定における評価、達成証明）

第12 町長は、週休2日交替制で実施した工事成績評定対象工事において週休2日の達成を確認した場合は、達成状況に応じて次の各号に定めるとおり当該工事の成績評定において評価するものとする。なお、評価方法は、別に定める。

(1) 週休2日（月単位）の達成 第7第1項第3号の規定による。

(2) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合 第7第1項第4号の規定による。

(3) 営繕工事の場合 第7第1項第5号の規定による。

- 2 町長は、週休2日交替制において週休2日（月単位及び通期）の達成が確認できた場合は、完成検査終了後に達成状況に応じた週休2日達成証明書を当該工事の主任技術者又は監理技術者に発行するものとする。この場合において、共同企業体で施工した工事にあつては、第7第2項後段の規定による。

（週休2日交替制の工事費の積算）

第13 週休2日交替制の対象工事にあつては、当初の設計価格の算定において、それぞれの経費に別表第2で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における休日率の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数に変更して変更契約を行うものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

- 2 休日率の算定における休日日数の割合は、次の式により算定する。ただし、下請業者の作業員の場合における作業期間の計上日数は、施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた日数とする。

休日日数の割合＝当該工事における休日日数／作業期間

- 3 前項の休日日数の割合の算定において、短期作業期間が偏在する作業形態の作業員（非常勤又は臨時で従事する者は除く。）については、作業日が7日以上ある短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間及び短期作業日が7日未満の期間は、休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。

（補則）

第14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名競争入札の通知をする工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月2日から施行し、同日以降に公告又は指名競争入札の通知をする工事に適用する。



別表第1（第8関係）

- 1 発注者指定型による土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。ただし、港湾工事を除く。）及び上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）における補正係数

補正係数	現場閉所の達成状況			
	完全週休2日 （土日祝）	完全週休2日 （土日）	月単位（4週 8休以上）	通期（4週8 休以上）
労務費	1.04	1.04	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.03	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.05	1.05	1.03

- 2 発注者指定型による土木工事のうち、港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材、電気防食単独取付け）における補正係数

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休以上（港湾工事）
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

- 3 発注者指定型による営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）における補正係数

補正係数	現場閉所の達成状況	
	月単位 （4週8休以上）	通期 （4週8休以上）
労務費（複合単価の労務費）	1.04	1.02

（注）市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、別表第3によるものとする。

- 4 発注者指定型による市場単価方式（土木工事（港湾工事を除く。）及び上下水道工事）における補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04

ガス圧接工		1. 0 2	1. 0 3	1. 0 2	1. 0 3
インターロッキングブロック工	設置	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
	撤去	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 1	1. 0 2
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 0	1. 0 0
	撤去 移設	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 1	1. 0 3
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
法面工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 1	1. 0 2
吹付砕工		1. 0 1	1. 0 3	1. 0 1	1. 0 3
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 0 2	1. 0 3	1. 0 1	1. 0 3
道路植栽工	植樹	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
	剪定	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 1	1. 0 2
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 0	1. 0 1
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 1	1. 0 0	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 2	1. 0 1	1. 0 2
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1

硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

5 発注者指定型による港湾工事の市場単価方式における補正係数

名称	市場単価補正係数	名称	市場単価補正係数
底面工	1.03	車止撤去	1.04
マット工（アスファルトマット設置、ゴム系マット設置）	1.00	電気防食取付	1.04
支保工	1.04	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
足場工	1.02	防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
鉄筋工	1.04	吸出し防止工（陸上施工、海上施工）	1.03
吊鉄筋工	1.04	港湾構造物塗装工（係船柱、車止、縁金物）	1.03
型枠工	1.03	ペトロラタム被覆	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04	現場鋼材溶接、切断工（陸上施工、海上施工）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04	現場鋼材溶接、切断工（水中施工）	1.04
止水板工	1.04	かき落とし工	1.04

上蓋工	1. 0 4	汚濁防止膜設置、撤去、移設	1. 0 3
伸縮目地工	1. 0 2	汚濁防止枠設置、撤去	1. 0 2
係船柱取付	1. 0 4	灯浮標設置、撤去	1. 0 3
防舷材取付	1. 0 4	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり、水中目視点検）	1. 0 1
車止、縁金物取付	1. 0 4	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1. 0 4
係船柱撤去	1. 0 4	異形ブロック製作 型枠工	1. 0 4
防舷材撤去	1. 0 4	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1. 0 4
		異形ブロック製作 給熱養生	1. 0 3

(注) 港湾工事市場単価工種ごとに補正係数を設定し、標準市場単価に乘じ算出するものとする。

別表第 2（第 1 3 関係）

- 1 週休 2 日交替制による土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を  
含む。ただし、港湾工事を除く。）及び上下水道工事（電気設備工事及び機械  
設備工事を含む。）における補正係数

補正係数	現場閉所の達成状況	
	月単位 (4 週 8 休以上)	通期 (4 週 8 休以上)
労務費	1. 0 4	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 1

- 2 週休 2 日交替制による土木工事のうち、港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、  
防舷材、電気防食単独取付け）における補正係数  
別表第 1 第 2 号の例による。

- 3 週休 2 日交替制による営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）  
における補正係数  
別表第 1 第 3 号の例による。

- 4 週休 2 日交替制による市場単価方式（港湾工事）における補正係数  
別表第 1 第 5 号の例による。

別表第3（別表第1関係）

1 営繕工事における市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の補正方法

価格の種類	新営工事	全館無人改修 (基準単価の算定)	執務並行改修 (基準補正単価の算定)
市場単価	×新営補正率	×新営補正率	×改修補正率
補正市場単価	×新営補正率	×新営補正率	×改修補正率
物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工単価)	×新営補正率	×新営補正率	×改修補正率

(注1) 「基準単価」「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

(注2) 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、第2号から第4号の改修補正率を用いた本号の式により市場単価又は補正市場単価を補正して算定すること。

2 営繕工事における建築工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01

鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

（注1） 市場単価とは、市場単価及び補正市場単価のことをいう。

（注2） 物価資料とは、物価資料の掲載価格のことをいう。

### 3 営繕工事における電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

### 4 営繕工事における機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダク	1.03	1.17	1.01	1.15



	ト用及び消音 内貼				
ダクト設備	低圧ダクト、 排煙ダクト及 び低圧チャン バー類	1. 0 3	1. 1 7	1. 0 1	1. 1 5
ダクト付属品	既製品ボック ス、制気口、 ダンパー等の 取付手間のみ	1. 0 4	1. 2 4	1. 0 2	1. 2 2
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1. 0 4	1. 2 4	1. 0 2	1. 2 2

## 週休2日達成証明書

受注者名	
主任（監理）技術者名	
工事名	
請負代金額	金 円
発注形式 （該当するものに○）	週休2日工事（発注者指定型） 週休2日交替制工事（発注者指定型）
週休2日達成状況 （該当するものに○）	完全週休2日（土日祝） 完全週休2日（土日） 月単位（4週8休） 通期（4週8休） 4週8休（港湾工事）
完成年月日	年 月 日 完成

上記工事は、山田町週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明いたします。

年 月 日

山田町長

印

## 別紙（第4関係）

### 工事現場における週休2日工事実施明示の例

この工事は、山田町週休2日工事です。  
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株式会社  
電話番号 0190-00-0000

### 工事現場における週休2日交替制工事実施明示の例

この工事は、山田町週休2日交替制工事です。  
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株式会社  
電話番号 0190-00-0000

（注） 掲示物の大きさは、日本産業規格A3版程度とする。

## 4 週 8 休（港湾工事）における休日の確認方法

### 1 休日の確認方法

(1) 受注者は、工事着手日から工事完了日（後片付けを含む。）までの期間、次の区分に応じた書類を、監督職員に提出するものとする。

- ア 現場閉所単位 前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載した「週間工程表」
- イ 個人単位 技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」

(2) 閉所日において、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」又は「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。この場合において、当該出勤者の出勤日について、「週休 2 日」、「4 週 8 休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

### 2 「週休 2 日」、「4 週 8 休」の確認方法

「週休 2 日」、「4 週 8 休」の確認方法の詳細については、次のとおりとする。

(1) 土曜日を起算日とする場合

- ア 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4 週間を 1 期間とする。
- イ 1 期間（4 週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に 8 日間の閉所日があることを確認する。
- ウ 1 期間（4 週間）内に祝日が 1 日ある場合では、その期間に 9 日の閉所日があることを確認する。この場合においては、祝日も評価対象とする。
- エ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。

（例）月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの 5 日間は評価対象としない。

オ 工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。

（例）1 5 週目の火曜日が工期完了日の場合は、1 2 週目の金曜日までを評価対象とし、1 3 週目の土曜日から 1 5 週目の火曜日までの 1 8 日間は評価対象としない。

表1 土曜日を起算日とする場合の確認イメージ図

	土	日	月	火	水	木	金	
			工事着手日		評価対象外			
1週間目	起算日							1期目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	2期目
5週間目				5週目土曜日分の閉所				
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	3期目
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
...								
12週間目								
13週間目		評価対象外						
14週間目		評価対象外						
15週間目		評価対象外		工事完了日				

作業日
  閉所日

(2) 月曜日を起算日とする場合

- ア 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする。
- イ 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ウ 1期間（4週間）内に祝日が1日ある場合では、その期間に9日の閉所日があることを確認する。この場合においては、祝日も評価対象とする。
- エ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。  
例) 水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価対象としない。
- オ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。  
例) 15週目の木曜日が工期完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない。

表2 月曜日を起算日とする場合の確認イメージ図

	月	火	水	木	金	土	日	
			工事着手日		評価対象外			
1週間目	起算日							
2週間目								1期目
3週間目				2週目土曜日分の閉所				
4週間目	3週目土曜日分の閉所		3週目日曜日分の閉所					
5週間目								
6週間目					5週目日曜日分の閉所			2期目
7週間目	6週目土曜日分の閉所							
8週間目		7週目土曜日分の閉所	祝日	祝日分の閉所	7週目日曜日分の閉所			
...								
12週間目								3期目
13週間目		評価対象外						
14週間目		評価対象外						
15週間目		評価対象外		工事完了日				

作業日
  閉所日

週休 2 日交替制工事における休日率の算出方法について

1 休日率の算出方法

- (1) 休日率の算定は、対象者の休日日数の割合の平均により算定するものとする。
- (2) 休日率の算定の対象者は、施工体制台帳上の元請並びに下請全ての技術者及び技能労働者とする。ただし、非常勤又は臨時で従事する者は除く。
- (3) 休日日数の割合は、次の式により算定する。

$$\text{休日日数の割合} = \text{当該工事における休日日数} / \text{作業期間}$$

- (4) 作業期間の計上日数は、次のとおりとする。

ア 元請業者 作業期間全体

イ 下請業者 当該下請業者の作業期間とし、施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた日数とする。

表 1 休日日数の割合の平均（休日率）の算出例

業者	氏名	作業期間	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

工事完成時に確認

- (3) 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員（非常勤又は臨時で従事する者を除く。）については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とする。ただし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間又は短期作業日が7日未満の期間がある場合は、当該期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。

表 2 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例

